

漏水調査及び緊急修繕等業務委託に係る
公募型プロポーザル

実施要領

令和4年11月

青森市企業局水道部

目次

1	業務概要	1
1.1	業務名称	1
1.2	業務の目的	1
1.3	委託の内容	1
1.4	業務の対象範囲	1
1.5	業務の委託期間	1
1.6	事業者の選定方法	1
1.7	法令等の遵守	2
2	プロポーザル参加募集等	2
2.1	参加者の構成等	2
2.2	参加者資格要件	2
2.3	業務の実施体制	3
2.4	提案限度価格	3
2.5	募集に関する留意事項	3
3	プロポーザルの実施	4
3.1	プロポーザルのスケジュール	4
3.2	プロポーザルの参加申込	4
3.3	資格審査及び審査結果の通知	5
3.4	プロポーザルに必要な提案書等	5
3.5	業務提案書等作成に必要な書類様式の配布	6
3.6	業務提案書等の提出	6
3.7	質問の受付	6
3.8	プロポーザルの参加の辞退	6
3.9	プロポーザルの審査	6
4	選定結果の通知等	7
4.1	候補者の決定	7
5	契約の締結	7
5.1	委託契約	7
5.2	契約保証金	7
5.3	委託料の支払い	7
5.4	本業務の準備期間	8
6	決定条項の取り消し	8
6.1	提出書類に疑義がある場合	8
6.2	失格条件	8

6.3 次順位者の繰上げ	8
6.4 関係法令等の遵守	9
7 書類提出先	9
附則	9

1 業務概要

1.1 業務名称

漏水調査及び緊急修繕等業務委託

1.2 業務の目的

本業務は、本市給水区域内における管路維持業務、漏水調査業務及び給水装置関連業務について、事業者の創意工夫により、効率的で良好な維持管理が実現できるよう技術提案を実施し、本業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に本業務を委託するために必要な手続き等について定めるものとする。

1.3 委託の内容

業務の内容は、次のとおりとし、詳細については、次の各号に示す業務の仕様書のとおりとする。

(1) 管路維持業務

- ア 緊急修繕業務（メーター廻り含む）
- イ バタフライ弁・空気弁点検業務
- ウ 年末年始凍結修理当番業務

(2) 漏水調査業務

- ア 漏水調査業務

(3) 給水装置関連業務

- ア 検定満期メーター取替業務（第7工区、電子・大型工区）

(4) その他の業務

(1) から (3) に付帯する業務で、発注者と受注者とが協議の上、必要に応じて指定する。

1.4 業務の対象範囲

業務対象範囲は次のとおりとする。

- (1) 平成17年合併前の旧青森市区域

1.5 業務の委託期間

本業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

1.6 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

1.7 法令等の遵守

参加者は、プロポーザルへの参加にあたり、青森市の条例及び規則並びに実施要領、その他関係法令を遵守すること。

2 プロポーザル参加募集等

2.1 参加者の構成等

プロポーザルの参加募集等は、公告により公募するものとし、参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）による官公需適格組合が参加する場合は、組合員が単独又は共同企業体（以下「JV」という。）の構成員として参加することはできない。
- ② JVで参加する場合は、2者又は3者での構成とし、JVの各構成員の出資比率は、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上であること。
- ③ JVの代表者の出資比率が、構成員の中で最大であること。
- ④ JVの構成員は、単独及び他のJVの構成員として参加することができないこと。

2.2 参加者資格要件

参加資格は、法人その他の団体で次の要件をすべて満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 青森市財務規則（平成17年青森市規則63号）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第5条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- ④ プロポーザルの参加申請書の提出期限日から業務提案書等の提出締切日までの間に、青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領（平成18年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 青森市内に本社を有する者であること。
- ⑥ 青森市指定給水装置工事事業者であること。
- ⑦ 青森市の市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑩ 青森市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

- ⑪ J Vで参加する場合は、次の要件をすべて満たしている者とする。
- ア J Vすべての構成員が①から⑩までの要件を満たす者であること。
- イ J Vの構成員は、本業務に関して当該 J Vが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ⑫ 各業務の仕様書に示す資格を有した者を適切に配置できる者であること。

2.3 業務の実施体制

参加者は、業務委託全体を総括する管理能力がある責任者（以下「総括責任者」という。）を配置し、業務従事者等を確保しなければならない。また、1.3 (1)、(2)、(3)の各業務毎に一名以上の主任技術者を配置するものとし、総括責任者は主任技術者を兼ねることができる。主任技術者は各業務を兼務することができる。

総括責任者は、次の要件を満たす者であること。

- ① 原則として常に連絡が取れる者であること。
- ② 委託業務全体を総括管理できる者であること。
- ③ 公告日までに受注者（J Vにあっては、代表構成員）と直接の雇用関係にある者であること。官公需適格組合の場合は、直接の雇用関係にある者または、官公需適格組合の組合員と直接の雇用関係にある者であること。

2.4 提案限度価格

本業務に係る提案価格の限度額は、421,261,588円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の総事業費及び各年度の上限額は以下のとおりである。ただし、1.3 (1)ア緊急修繕業務（メーター廻り含む）に要する費用は含まないものとする。なお、本業務における各年度の支払額は、発注者と協議の上、各年度前において決定する。

業務名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
管路維持業務					
バタフライ弁・空気弁点検業務	6,567,000	6,567,000	6,567,000	6,567,000	6,567,000
年末年始凍結修理事当番業務	505,098	757,647	757,647	505,098	505,098
漏水調査業務	59,653,000	59,653,000	59,653,000	59,653,000	59,653,000
給水装置関連業務					
検定満期メーター取替業務	15,796,000	19,360,000	16,467,000	15,257,000	20,251,000
年度上限額	82,521,098	86,337,647	83,444,647	81,982,098	86,976,098

2.5 募集に関する留意事項

2.5.1 募集の取りやめ等

発注者は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、発注者はその賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。
- ③ 本業務の予算措置がなされなかったとき。

3 プロポーザルの実施

3.1 プロポーザルのスケジュール

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。ただし、日程については、都合により変更する場合がある。

番号	内 容	日 程
1	プロポーザルの参加募集の公告	令和4年11月24日(木)
2	プロポーザルの参加申込書の提出期限 (参加申込書等の提出方法は、直接持参による。)	令和4年12月9日(金)
3	参加資格審査結果通知(郵便による発送日)	令和4年12月16日(金)
4	業務提案書等作成に係る質問書受付期間 (質問書の提出方法は、直接持参又はメールによる。)	令和4年11月24日(木) ～令和4年12月16日(金)
5	質問に対する回答期間	質問受付日の翌日 ～令和4年12月19日(月)
6	業務提案書等の提出期限 (業務提案書等の提出方法は、直接持参による。)	令和5年1月4日(水) ～令和5年1月13日(金)
7	審査委員会による業務提案書等の審査評価及び選定	令和5年2月上旬を予定
8	選定結果の通知	令和5年2月中旬を予定
9	業務委託契約締結	令和5年2月下旬を予定
10	業務開始	令和5年4月1日(土)

3.2 プロポーザルの参加申込

プロポーザルへ参加を申し込む参加者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)を所定の期限までに発注者に提出しなければならない。

3.2.1 提出書類

参加申込書に次に掲げる書類を参加申込書に添付し、発注者に提出する。

- ① 会社概要（様式第2号）
- ② 青森市の市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の未納税額のないことの証明書（提出日の3ヶ月以内のもの）
- ③ J Vとして参加する場合は、共同企業体協定書（様式第3号）

3.2.2 提出方法

参加申込書及び添付書類の提出方法は、7書類提出先まで直接持参によるものとし、受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）、午前8時30分から午後5時までとする。

3.3 資格審査及び審査結果の通知

3.3.1 資格審査

発注者は、参加者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加者のプロポーザル参加資格を審査する。

3.3.2 参加資格を有する者への通知

発注者は、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者（以下「参加資格者」という。）に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号の1）により、参加資格を有する旨を通知する。

3.3.3 参加資格を有しない者への通知

発注者は、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められた者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号の2）により、参加資格を有しない旨を通知する。

3.4 プロポーザルに必要な提案書等

参加資格者は、漏水調査及び緊急修繕等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に従い、次に掲げる業務提案書及び各資料（以下「業務提案書等」という。）を作成し、所定の期限までに発注者に提出すること。

- ① 会社概要（様式第2号）及び財務状況を説明する書類（直近5カ年の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
- ② 受注実績（直近5カ年の同種・類似業務の受注実績）（様式第6号）
- ③ 業務体制に関する提案（様式第7号）
- ④ 管路維持業務に関する提案（様式第8号）
- ⑤ 漏水調査業務に関する提案（様式第9号）
- ⑥ 給水装置関連業務に関する提案（様式第10号）
- ⑦ 研修体制及び計画に関する提案（様式第11号）
- ⑧ 個人情報保護・コンプライアンスに関する提案（様式第12号）
- ⑨ 災害及び緊急時対策等危機管理に関する提案（様式第13号）

- ⑩ 提案価格書（様式第14号の1）及び積算内訳書（様式第14号の2）

3.5 業務提案書等作成に必要な書類様式の配布

プロポーザルに必要とする各書類の様式は、青森市企業局水道部ホームページ上へ掲示するものをダウンロードして使用するものとする。

3.6 業務提案書等の提出

業務提案書等の提出書類は、原則としてA4版サイズとし、日本語で作成し、表紙（様式第6号）、目次及び頁番号を付し、次に示す事項に留意し直接持参により提出すること。

- ① 提出部数は、正本1部、副本10部とする。ただし、会社概要（様式第2号）及び財務状況を説明する書類は、正本のみとする。
- ② 参加事業者及び代表者印は、正本の表紙のみに記載、押印すること。
- ③ 副本にあたる業務提案書等は、審査用として使用するもので、事業者が推測できるようにしないこと。
- ④ 提案価格書及び積算内訳書は、業務提案書等とは別に封かん（割印したもの）し、1部のみ業務提案書等と併せて提出すること。
- ⑤ 提出された業務提案書等は、返還しない。
- ⑥ 提出期限締め切り後は、提出された業務提案書等の内容変更又は追加は認めない。
- ⑦ 業務提案書等作成に要する費用は、参加資格者の負担とする。

3.7 質問の受付

発注者は、参加資格者からの業務提案書等の作成に係る質問は、書面またはメールで受け付けるものとする。

- ① 業務提案書等の作成に係る質問書（様式第15号）は、所定の期限日までに提出すること。
・メールアドレス:jousui-sisetu@city.aomori.aomori.jp
- ② 発注者は、質問に対する回答は、メールにより参加資格者に送信する。

3.8 プロポーザルの参加の辞退

参加資格者は、プロポーザル参加辞退届（様式第16号）を提出することにより、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。この場合、プロポーザル参加辞退届の提出方法は、直接持参すること。

3.9 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、別に定める漏水調査及び緊急修繕等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が次のとおり審査する。

- ① 審査委員会は、必要がある場合は、参加資格者から業務提案書等について、ヒアリングを行うことができる。
- ② 審査は、参加資格者から提出された業務提案書等について、別に定める漏水調査及び緊急修繕等業務委託公募型プロポーザル評価基準に基づいて行う。
- ③ 審査は、公平・公正性を確保するため、参加資格者名を伏せて行う。
- ④ 審査は、参加資格者の業務提案書等の各項目について評価及び採点を行い、提案価格の妥当性の配点を除いた160点中、普通評価合計点80点を最低得点とし、この最低得点以上のうち提案価格の妥当性の得点を含めた総合評価点が最も高い者を委託事業候補者（以下「候補者」という。）とする。なお、参加資格者の業務提案書等の各項目の評価及び採点が80点に満たないものや、80点以上でも配点配分の高い評価項目に著しく低い評価がある場合は、候補者になれないものとする。
- ⑤ 総合評価点は、評価詳細項目毎に審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。この場合、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第3位で四捨五入する。

4 選定結果の通知等

4.1 候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査を踏まえ、候補者を選定する。

4.1.1 候補者への通知

発注者は、候補者に選定された参加資格者に対し、プロポーザル選定結果通知書（様式第18号）により、候補者に選定された旨を通知する。

4.1.2 選定されなかった者への通知

発注者は、候補者に選定されなかった参加資格者に対し、プロポーザル非選定結果通知書（様式第19号）により、候補者に選定されなかった旨を通知する。

4.1.3 審査結果の公表

プロポーザルの結果は、青森市企業局水道部ホームページで公表する。

5 契約の締結

5.1 委託契約

発注者は、青森市財務規則及び青森市企業局財務規程に基づき、候補者に選定した者と本業務の委託契約を締結する。

5.2 契約保証金

青森市財務規則第134条の規定による。

5.3 委託料の支払い

- ① 本業務の委託料の支払い条件は、次のとおりである。

業 務 名	支 払 額	支 払 時 期
緊急修繕（メーター廻り含む）	各年度毎に発注者が定めた単価で算出	月額払い
バタフライ弁・空気弁点検業務	各年度毎に発注者が定めた単価で積算した委託料に②の率を乗じた額で算出	業務完了後の業務報告書により完了検査で合格と認められた後
年末年始凍結修理当番業務	各年度毎に発注者が定めた単価で積算した委託料に②の率を乗じた額で算出	当番業務完了後
漏水調査業務	各年度毎に発注者が定めた単価で積算した委託料に②の率を乗じた額で算出	業務完了後の業務報告書により完了検査で合格と認められた後
検定満期メーター取替業務	各年度毎に発注者が定めた単価で積算した委託料に②の率を乗じた額で算出	業務完了後の完了検査で合格と認められた後

② 委託料に乘じる率は、提案価格を提案限度額で除した値とする。

5.4 本業務の準備期間

候補者は、円滑に委託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担する。

6 決定事項の取り消し

6.1 提出書類に疑義がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類等に疑義があることが判明した場合は、その取扱いについて審査委員会が決定する。

6.2 失格条件

発注者は、参加資格者又は候補者が、業務提案書等の作成に係る不正行為又は参加資格に瑕疵が認められた場合は、プロポーザルの参加資格又は候補者を取り消すことができる。

6.3 次順位者の繰上げ

発注者は、候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、**3.9**による審査において次順位以下となった参加資格者のなかで、最低得点以上のうち総合評価点が上位であった者から順に委託業務についての交渉を行うものとする。

6.4 関係法令等の遵守

候補者は、プロポーザルへの参加にあたり、青森市の条例及び規則並びに実施要領、その他関係法令を遵守すること。

候補者が各関係法令等に違反した場合は、**6.1**の規定に準じて取り扱う。

7 書類提出先

青森市企業局水道部施設課

附則

この要領は、令和4年11月18日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。